

要望事項	10 住宅政策本部
	(1) 地域活性化住宅政策の確立

(要 旨)

町村における定住化の促進、過疎化の防止を図るため、町村単独での住宅建設による定住化推進住宅の建設整備に対する国への働きかけ及び補助制度の拡充を図られたい。

(説 明)

公営住宅法による所得制限にとらわれない住宅建設は、町村単独事業として実施しなければならず、大きな財政負担を伴うことから、十分な対応ができないのが現状である。

都は令和2年2月に第4期東京都地域住宅計画（令和2年度～令和6年度）を策定したが、今後も町村が住宅施策を推進するために、建設費や用地造成に対する補助制度など、積極的な財政支援を図られたい。

要望事項	10 住宅政策本部
	(2) 市町村公営住宅建設事業への技術的指導及び助言等支援

(要 旨)

市町村公営住宅の新築事業への技術的指導及び助言等による事業適正化について、支援策を講じられたい。

(説 明)

町村においては、専門的知識を有する技術者が不足していることから、市町村公営住宅の建設計画段階からの適切な建築技術的指導や管理が困難となっている。

設計から工事施工に至るまで、適正材料の選択や工法比較をはじめ、補助対象事業としての整合性など、各段階における技術的相談、指導、助言等の支援体制の整備、強化はこれらの事業執行に必要である。

都は、これらの技術的指導及び助言等支援体制の確立を図られたい。特に建設計画段階での支援について、特段の措置を講じられたい。

要望事項	10 住宅政策本部（福祉保健局）
	（3）サービス付き高齢者向け住宅建設に伴う付帯事項の徹底

（要 旨）

サービス付き高齢者向け住宅建設に伴う付帯事項について国へ要請されたい。

（説 明）

西多摩地域では、土地が安価なため、サービス付き高齢者向け住宅の建設に関する相談等が急増している。サービス付き高齢者住宅が数多く建設されると、医療費など地元自治体にとっては、将来的に多大な財政負担が生じることとなる。

平成27年4月から住所地特例が適用されるようになり、都の補助金を活用する場合には自治体の同意などが必要になった。一方、国の補助金を活用する場合においても、平成28年4月から、自治体への意見聴取を要件としている。補助金交付の際には、この自治体に対する意見聴取の要件を徹底するよう、国に対し要請されたい。

要望事項	10 住宅政策本部
	(4) 空き家利活用等区市町村支援事業補助金の拡充

(要 旨)

空き家利活用等区市町村支援事業補助金交付要綱に規定している企画提案型事業の拡充（町村の実情に合わせた採択基準の緩和）を図られたい。

(説 明)

町村は、人口減少の影響や都市部に比べ土地等の価格が低廉で空き家等が活用されにくい環境のため（相続されていないケースも多くある）、適切に管理されない空き家が増加し、地域の防犯・防災力の低下が懸念されていることから、空き家対策は喫緊の課題である。

また、人口減や財源確保に苦しむ町村では、空き家等に移住・定住対策の資源として活用するため、各種事業を独自に実施している。この町村が実施する住民や移住者を対象とした空き家の利活用に対する補助事業等で、町村が条例や要綱に規定するものは、地域特性を踏まえた事業であるので、空き家利活用等区市町村支援事業補助金交付要綱に規定する企画提案型事業を弾力的に適用されたい。

特に、企画提案型事業は、区市町村の企画提案を受け都が支援するオーダーメイド方式として周知されたが、実際には、基本型事業の考えを踏襲しているため、町村独自の事業は採択されたとしても、基準が厳しく交付の確定に至らないため、当初の趣旨を鑑み弾力的に運用されたい。

- ① 町村が条例・要綱で規定している事業は、町村の趣旨や実情を鑑み企画提案事業として採択できるよう弾力的に運用を図られたい。（条件や添付書類などの緩和）
- ② 空き家をリフォームする場合、都市計画区域外の建物（住居）は一部を除き都が確認申請を受け付けないため確認済証が発行されない。そのため、古い建物は図面などが無いものが多く、新たに住宅の構造などを計算する必要があるため、通常より経費がかかるので、基準を緩和又は補助等の拡大を図られたい。（都市計画区域外物件に対する基準の緩和・補助等の拡大）